委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年4月1日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等			
	○ 知事 (● 市区町村長等		
2. 都道府県名	神奈川県			
3. 市区町村名	座間市			
4. 届出番号	7			
b. 独目利用事務の事例番 号	94-2			
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.zama.kanagawa.jp/www/con	tents/1464235579776/index.htm		

執行機関名 座間市長

介護サービス等利用者負担軽減に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの	社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額の軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		座間市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第35号)第4条第1号表 第8の項社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額の軽減制度事業に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第1条	座間市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事 業実施要綱(平成29年告示第2号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	<u>び療養上の管理その他の医療を要する者等</u> について、これらの者が尊厳を 保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必	第1条 この告示は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に基づく、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人及び社会福祉事業を経営する他の事業主体をいう。以下同じ。)がその社会的役割に鑑み、低所得者で特に生計が困難である者及び生活保護受給者等に対して行う利用者負担額の軽減に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		座間市社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減制度事 業実施要綱(平成29年告示第2号)